

当医院からのご案内

◆当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、
厚生労働省地方厚生(支)局に届出を行っています。

□ 電子的歯科診療情報連携体制整備加算 2

オンライン資格確認等システムを通じて取得した診療情報(受診履歴、お薬の処方履歴、特定健診の医療情報など)を活用できる体制、および電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を整備しており、医療DXを通じた質の高い歯科医療の提供に努めています。

□ 歯科初診料の注1に規定する基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

□ 歯科訪問診療料の注 15 に規定する基準

在宅で療養している患者さまへの診療を行っています。

□ CAD／CAM 冠及び CAD／CAM インレー

CAD／CAM と呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作された冠やインレー(かぶせ物、詰め物)を用いて治療を行っています。

□ クラウン・ブリッジの維持管理

装着した冠(かぶせ物)やブリッジについて、2 年間の維持管理を行っています。

□ ベースアップ評価料

医療現場で働く方々のベースアップを行うことで、人材を確保し、良質な医療提供を持続させるための取り組みです。令和6年の6月以降、患者さまの診療費のご負担が上がる場合がありますが、医療現場で働く方々のベースアップにすべて充てられますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

□ 歯科技工所ベースアップ支援料

質の高い被せ物や入れ歯を安定して患者さんにお届けするために、共同で医療を支える委託先歯科技工所の歯科技工士の処遇改善（賃上げ）を支援する国の制度に賛同しており、適切な施設基準の届出を行っています。

□ 地域医療連携体制加算

訪問診療に際し、地域医療連携体制の円滑な運営を図るべく、他医療機関と連携し、緊急時の対応を確保しています。